



01

4月1日から 令和6年度 学生納付特例の申請受付

〈問合せ〉
市民生活課 国保・年金係
☎ 75-4973

申請方法

提出先▶うきは市役所 市民生活課 国保・年金係
または、年金事務所

必要なもの▶

①学生であることを証明する書類

在学証明書（令和6年4月1日以降に発行された原本）
または学生証の写し（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）。

※各種学校については、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は不要）をお持ちください。

②基礎年金番号または個人番号が確認できる書類

年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカードのどれか1点

③本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

※会社などを退職して学生になった方は、雇用保険被保険者
離職票または雇用保険受給資格者証が必要な場合があります。

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」が設けられています。対象は、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の学生です。

在学中の保険料納付が猶予されます

令和5年度において、学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も在学予定であることが確認できている場合は、4月に日本年金機構よりハガキ形式の申請書が届きます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえご返送ください。



02

保険証が変わったら届出を

〈問合せ〉
市民生活課 国保・年金係
☎ 75-4973

新しい健康保険に加入した日、または、うきは市から転出したときから、うきは市の国民健康保険証は使用できません！

①まず、市役所に届け出を

新しい保険に加入されても自動的に脱退することはありません。必ず、市役所の窓口に変更（社会保険等加入）の届けを出してください。また、国民健康保険証は市役所にお返しください。

※職場の健康保険に加入した場合の届け出には、「新しい保険証」が必要です。（新しい健康保険に加入された方全員分）

②月の途中で保険証が変わった時は、医療機関に提示を

医療機関（病院等）は、通常月に一度しか保険証の提示を求めません。新しい保険証ができた場合は、必ず自分から新しい保険証を提示してください。

③新しい保険証ができるまでの期間に、国民健康保険証は使えません

国民健康保険証が使用できるのは、「新しい保険証が手元に届いた日」ではなく、「資格取得日の前日まで」となります。

健康保険によっては、正式な保険証ができるまでの間「資格証明書」を発行できますので、医療機関を利用する方は、職場で健康保険に加入される時に、そのことをご確認ください。

④間違っ国民健康保険証を使用した場合

（例）4月1日から職場の健康保険に加入手続きした方が、新しい保険証が手元にないため、誤って4月中に国民健康保険証を使用してしまった場合

▶医療機関は新しい保険に加入したことがわからず、国民健康保険に医療費を請求

※場合によっては請求先の変更ができないことがあります。その場合、国民健康保険が支払った医療費を返還いただきます。返還いただいた医療費は、受診から2年以内であれば新しく加入した保険に請求できます。

受診した医療機関に新しい保険証を提示する

新しい保険に加入したことを説明

医療機関の了承がもらえれば、新しい保険の方へ正しく請求が行われる